特定非営利活動法人　横浜日独協会　定款

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　横浜日独協会　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を横浜市中区桜木町１丁目１番地 56 みなとみらい 21 クリーンセンタービル５階市民活動共同オフィス内に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、日独両国間の友好関係を培い相互理解に関心のある人々に対して、主として横浜市内を中心に、学術、文化、芸術、スポーツ、経済等に係る交流を通じ相互の理解を深め、市民による草の根の国際協力と、その発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

⑴ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

⑵ 国際協力の活動

（事　業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

⑴ 日独相互理解事業

⑵ 日独青少年交流事業

⑶ 日独経済情報普及事業

⑷ 日独関係団体連携事業

第３章　会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

上の社員とする。

⑴　正会員

ア　個人会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

イ　法人会員　この法人の目的に賛同して入会した法人

ウ　家族会員　この法人の目的に賛同して入会した個人会員の家族

エ　ヤングクラブ青年会員　この法人の事業に賛同して入会した青年

オ　ヤングクラブ学生会員　この法人の事業に賛同して入会した学生

⑵　賛助会員　この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

⑶　名誉会員　この法人に功労のあった個人で、理事会の議決を経て推薦された者

（入　会）

第７条　会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会をみとめなければならない。

２　会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴　退会届の提出をしたとき。

⑵　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

⑶　継続して２年以上会費を滞納したとき。

⑷　除名されたとき。

（退　会）

第１０条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴ この定款等に違反したとき。

⑵ この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役　　員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
⑴　理事　３人以上２５人以内
⑵　監事　１人以上３人以内
２　理事のうち、１人を会長、２人以内を副会長、５人以内を常務理事とし、副会長、常務理事については、これを置かないことができる。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　会長、副会長及び常務理事は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）
第１５条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
３　常務理事は、会長、副会長を補佐し、この法人の常務を分担処理する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
⑴ 理事の業務執行の状況を監査すること。
⑵ この法人の財産の状況を監査すること。
⑶ 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
⑷ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
⑸ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

⑹ 理事会に出席して、意見を陳述すること。ただし、議決に加わることはできない。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解　任）

第１７条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴ 職務の執行に堪えられない状況にあると認められるとき。

⑵ 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第５章　名　誉　顧　問

（名誉顧問の設置）

第１９条　この法人は、名誉顧問を若干名置くことができる。

２　横浜市長を、その任期中は名誉顧問とする。

３　名誉顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

第６章　総　　会

（種　別）

第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）

第２２条　総会は、次の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び予算に関する事項

(5)　事業報告及び決算に関する事項

(6)　役員の選任等に関する事項

(7)　入会金及び会費に関する事項

(8)　長期借入金に関する事項

(9)　事務局の組織等に関する事項

(10)　その他この法人の運営に関する重要事項

（開　催）

第２３条

通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招　集）

第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（議　決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、前条第２項、次条第１項及び第４９条の適用については、総会において出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決には加わることができない。

（議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、署名又は記名押印しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前項の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録を作成に係る職務者の氏名

第7章　理　事　会

（構　成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）
第３１条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
⑴ 総会に付議するべき事項
⑵ 総会の議決した事項の執行に関する事項
⑶ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）
第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
⑴ 会長が必要と認めたとき。
⑵ 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
⑶ 第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）
第３３条　理事会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）
第３４条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）
第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議　決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３５条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）
第４６条　この法人の事業報告及び決算は、毎年度ごとに会長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３か月以内に総会の承認を得なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（長期借入金）
第４８条　この法人が資金を借入しようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第９章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）
第５０条　この法人は、法第３１条第１項に掲げる事由により解散する。
２　法第３１条第１項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）
第５１条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合　併）
第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）
第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１１章　事　務　局

（事務局の設置等）
第５４条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局長その他の職員は、会長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第１２章　雑　則

（細　則）
第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
会長　　早瀬　勇

常務理事　　能登　崇
常務理事　　向井　稔
監事　　四方田　彰

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、設立の日から２０１９年3月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４６条の規定にかかわらず、設立の日から２０１８年3月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定かかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度の入会金は免除する。

⑴ 入会金　個人会員　２，０００円　家族会員　１，０００円
法人会員・ヤングクラブ青年会員・ヤングクラブ学生会員・賛助会員（個人及び団体）・名誉会員　免除

⑵ 会　費　個人会員　３，０００円　家族会員　２，０００円　ヤングクラブ青年会員
２，０００円
法人会員　　１口　２０，０００円（１口以上）
個人賛助会員　１口　　３，０００円（１口以上）
団体賛助会員　１口　１０，０００円（１口以上）
ヤングクラブ学生会員・名誉会員　免除

附則

この定款は、２０１７年5月２０日から施行する。

附則

この定款は、２０１９年5月２５日から施行する。